

資料5 資産運用について

1. 課題

「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 最終報告」（以下「最終報告」という。）において、「公益法人の資産運用における株式保有等については、「投機的な取引」の禁止や「他の団体の意思決定への関与（議決権の50%を超える保有）」の禁止に抵触しない限り法令上可能であるが、旧公益法人制度の指導監督基準の影響もあり、多くの法人で安全・確実な運用に止まっている。・・・資産運用における株式保有等について公益法人認定法による制約をより具体的に明確化する」との方針が示された。

公益法人の事業報告書に基づくデータによると、一定数の公益法人において金融資産の運用収入が活動の財源となっていることがわかる。資産運用に係る判断は、法人の経営裁量に属する部分ではあるが、上記指摘のような過去の経緯等による誤解は取り除く必要がある。

【参考：公益法人認定法による制約】

【参考資料3：公益法人における資産運用の状況について】

2. ガイドライン（案）について

ガイドラインの他の事項（「投機的取引」「他の団体の意思決定への関与」）、関係者へのヒアリング結果も踏まえ、下記のとおり資産運用に関するガイドライン（案）を作成。以下の点について御議論いただきたい。

- ・その他、行政庁として提示すべき内容はあるか。

事業活動の財源を獲得する手段として、株式保有等の資産運用を行うことがあるが、資産運用については、法人の経営判断に属するものであり、認定法が規定する「投機的な取引を行う事業」や「他の団体の意思決定への関与」に該当しない限り、法人が自らの事業内容・計画、財務状況、当該資産運用に係るリスクやリターン等を踏まえ、自主的に判断するものである。

法人の資産運用に関する判断を客観的に裏付けるものとして「資産運用規程（※）」を作成することが考えられる。

（※）項目としては、資産運用の目的、管理体制、資産運用の対象、運用主体等について定めることが考えられる。

3. その他

旧公益法人制度の指導監督基準に基づく根強い誤解を解くため、ガイドラインの改定を待たず、当該基準は現在の公益法人に及ぶものではないことを、内閣府から周知してはどうか。

【参考資料4：資産運用としての「株式保有」に関する意見】

以上

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

（公益認定の基準）

第五条

五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）

（公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業）

第三条 法第五条第五号の政令で定める公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業は、次に掲げる事業とする。

一 投機的な取引を行う事業

二、三 （略）

（他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有することができる場合）

第七条 法第五条第十五号ただし書の政令で定める場合は、株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合とする。

○公益認定等ガイドライン（平成 20 年 4 月（平成 31 年 3 月改定）内閣府公益認定等委員会）

4. 認定法第 5 条第 5 号関係＜投機的な取引を行う事業＞

認定令第 3 条（認定法第 5 条第 5 号の「公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない」事業について定めるもの）第 1 号の「投機的な取引を行う事業」に該当するかどうかは、取引の規模、内容等具体的な事情によるが、例えばポートフォリオ運用の一環として行う公開市場等を通じる証券投資等はこれに該当しない。

14. 認定法第 5 条第 15 号関係＜他の団体の意思決定に関与することができる財産＞

ある株式会社の議決権の過半数の株式を保有している場合には、例えば無議決権株にするか議決権を含めて受託者に信託することにより、本基準を満たすことが可能である。

（御参考：「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定、同 18 年 8 月 15 日一部改正））

6. 株式の保有等

（1）公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。

①上記 5 - （5）における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかなる場合に限る。

②財団法人において、基本財産として寄附された場合

（2）上記（1）により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の 2 分の 1 を超える株式の保有を行ってはならない。

（3）上記（1）の理由により株式保有を行っている場合（全株式の 20% 以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。